

携帯電話有料サイトのトラブル



ワンクリック不当請求

Q 携帯電話に届いたメールに記載されたURL(ホームページアドレス)を誤ってクリックしたらアダルトサイトにつながり、突然「登録完了、登録料3万円」という請求画面になりました。その通りに支払わなくては行けませんか。

A そもそも契約は契約内容(料金、サービス内容など)を承知の上で申し込み、承諾され、合意の下に成立します。今回の場合、確認画面の設定もありませんでしたので、契約が成立したとはいえ、支払う必要はありません。

自分の携帯電話の個人識別番号やメールアドレスなどが表示された場合でも、住所・氏名などの個人情報がサイト業者に伝わることはありません。不安になって、慌てて連絡先に問い合わせをしないようにしましょう。かえって個人情報を相手に教えることになってしまいます。見覚えのないメールのURLには、不用意にアクセスしないことが重要です。

出会い系サイトのカード決済トラブル

Q 携帯電話でメール交換をする出会い系サイトにアクセスし、無料ポイントが付いていたので登録しました。しばらく利用すると、無料ポイントが無くなったので、料金をクレジットカードで支払うことにしました。頻りにメールのやり取りをしたところ、翌月23万円の請求を受けました。

A さまざまな口実によって頻りにメールのやり取りをさせられた結果、利用料金が高額になったというものです。サイトは匿名で利用するため、メール相手が本当のことを言っているのかどうか分かりません。そのような疑いがあってもカード会社への支払いを拒否するのは困難です。有料サイトなどの利用にあたっては、①利用規約をよく読んだ上で利用し、画面の保存または印刷しておく②料金システムを内容も含めてよく確認する③クレジットカード番号を入力するのは特に慎重にする、などが大事です。

迷惑メールを受信しないための各種サービスが携帯電話会社から提供されています。子どもに携帯電話を持たせる場合はフィルタリングサービスを利用しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

これって過剰反応?

護 今度、高校の同窓会幹事を任されたんだ。いろいろ便利だし、この際だからあらためて名簿を作り直そうと友人に話したら、「個人情報の取り扱いの問題で難しいんじゃないか」って言われたんだけど

保子 それは平成17年4月に施行された個人情報保護法の関係ね。正式名は「個人情報の保護に関する法律」。急速なIT化の進展により、事業者などによる個人に関する情報の蓄積が増える一方で、不正な漏えいや悪用が問題となり作られたの

護 確かに知らない業者からのダイレクトメールや勧誘の電話は不安になるな。どこで情報を手に入れたんだろうって

保子 この法律では、本人の承諾なしに第三者に個人情報を提供してはならない、というように事業者が個人情報を扱う上での厳格なルールが定められているのよ。消費者が自分に関する情報の開示や訂正、利用停止などを事業者に直接求めたり、市役所の消費生活センターなどに相談できるようになったのもポイントね

護 じゃあ、ほくら消費者にとっては朗報だ。でもそれと同窓会名簿とどう関係があるのかな

保子 法律の施行を契機に、必要とされる個人情報が提供されなかったり、学校の連絡網の作成が中止されたりといったいわゆる「過剰反応」といわれる状況が社会問題となっているの。今回もその一例ね。個人情報保護の意識の高まりや法律に対する誤解・理解不足が背景にあると指摘されているわ

護 なるほど。事業者だけでなく消費者も神経質になっているってわけか

保子 個人情報保護法の目的は、「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」にあるの。だから情報の「保護」の面ばかりを強調するのではなく、「活用」とのバランスを図ることが大切ね



このコーナーでは、学生の護くんが市役所に勤める保子さんに疑問を尋ねるかたちで、個人情報保護のいわゆる「過剰反応」について学んでいきます。

総務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/somu/index.html>)でも具体的な事例を紹介していますので、ご覧ください。

※くわしくは総務課(☎20-1510)へ。